（移転した上差し押さえた記録媒体の交付等）

第二百二十二条の二　委員会職員は、第二百十一条の四の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体について留置の必要がなくなつた場合において、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

2　前条第二項の規定は、前項の規定による交付又は複写について準用する。

3　前項において準用する前条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても第一項の規定による交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。

（鑑定等の嘱託）

第二百二十二条の三　委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

2　前項の規定による鑑定の嘱託を受けた者（第四項及び第五項において「鑑定人」という。）は、委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができる。

3　前項の許可の請求は、委員会職員からしなければならない。

4　前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）、罪名、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員に交付しなければならない。

5　鑑定人は、第二項の処分を受ける者に前項の許可状を示さなければならない。

第二百二十四条第二項中「第二百十一条中「委員会」を「第二百十一条第一項中「委員会の」に、「財務支局」と、前二条」を「財務支局の」と、第二百二十二条第二項」に改め、「財務支局長」との下に「、第二百二十二条の三第二項中「委員会」とあるのは「第二百二十四条第二項の規定により前項の委員会職員とみなされる同条第二項に規定する財務局等職員の所属する財務局又は財務支局」と、前条中「委員会に」とあるのは「財務局長又は財務支局長に」と」を加える。

第二百二十六条第一項中「又は差押物件」を「、差押物件又は記録命令付差押物件」に、「又は差押目録」を「、差押目録又は記録命令付差押目録」に改め、同条第二項及び第三項中「又は差押物件」を「、差押物件又は記録命令付差押物件」に改める。

（金融商品の販売等に関する法律の一部改正）

第三条　金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「該当するもの」の下に「並びに第八号及び第九号に掲げるものに該当するもの」を加え、同号に次のように加える。

八　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産

第三条第三項中「物又は権利」及び「物若しくは権利」を「財産」に改め、同条第四項第一号中「額を」を「金銭の額（当該金融商品の販売が行われることにより当該顧客の預託すべき金銭以外の財産であつて政令で定めるもの（以下この号において「保証金相当物」という。）がある場合にあつては、当該額に当該保証金相当物の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額）の合計額を加えた額。次号及び第三号において同じ。）を」に改め、同項第二号及び第三号中「保証金」の下に「の金銭」を加え、同条第五項第三号中「前条第一項第六号イに掲げる行為」を「前条第一項第六号に掲げる行為（同号イに係るものに限る。）」に改め、同項第四号中「前条第一項第六号ロに掲げる行為」を「前条第一項第六号に掲げる行為（同号ロに係るものに限る。）」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　前条第一項第六号に掲げる行為（同号ハに係るものに限る。）にあつては、当該規定する暗号資産に表示される権利の内容（当該権利が存在しないときは、その旨）及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容

第六条第二項中「物若しくは権利」及び「物又は権利」を「財産」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）

第四条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項及び第五項中「に規定する事業」を「の事業」に改め、同条第六項第八号中「主務大臣の」を「主務大臣が」に、「に掲げる事業」を「の事業」に改め、同項第十二号及び第十三号から第十五号までの規定中「に掲げる事業」を「の事業」に改め、同条第七項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改め、同条第十七項本文中「同項各号」を「当該各号」に改め、同項ただし書中「及び第八項」を「、第八項及び第二十四項」に、「同項各号」を「当該各号」に改め、同条第二十項中「の各号」を削り、同条第二十三項中「及び第七項」を「、第七項及び次項」に、「他の事業」を「、他の事業」に改め、同条第二十四項中「他の」を「、他の」に改め、同条第二十三項の次に次の一項を加える。

第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、組合員のために、次の事業を行うことができる。

一　組合員から取得した当該組合員に関する情報を当該組合員の同意を得て第三者に提供する事業その他当該農業協同組合連合会の保有する情報を第三者に提供する事業であつて、当該農業協同組合連合会の行う第一項第二号若しくは第三号の事業の高度化又は当該農業協同組合連合会の利用者の利便の向上に資するもの

二　前号の事業に附帯する事業

第十一条第二項中「及び第七項」を「、第七項及び第二十四項」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正）

第五条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第八十七条第四項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　所属員から取得した当該所属員に関する情報を当該所属員の同意を得て第三者に提供する事業その他当該連合会の保有する情報を第三者に提供する事業であつて、当該連合会の行う第一項第三号若しくは第四号の事業の高度化又は当該連合会の利用者の利便の向上に資するもの

第八十七条第九項ただし書中「及び第十二号」を「、第十二号及び第十三号」に改める。

第九十七条第三項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　所属員から取得した当該所属員に関する情報を当該所属員の同意を得て第三者に提供する事業その他当該連合会の保有する情報を第三者に提供する事業であつて、当該連合会の行う第一項第一号若しくは第二号の事業の高度化又は当該連合会の利用者の利便の向上に資するもの

第九十七条第七項ただし書中「及び第十二号」を「、第十二号及び第十三号」に改める。

第六条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第十二号中「内閣総理大臣の」を「内閣総理大臣が」に改め、同項第十五号の二、第十七号から第十九号まで及び第二十二号中「に掲げる事業」を「の事業」に改め、同項中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　組合員から取得した当該組合員に関する情報を当該組合員の同意を得て第三者に提供する事業その他当該信用協同組合の保有する情報を第三者に提供する事業であつて、当該信用協同組合の行う前項第一号から第三号までの事業の高度化又は当該信用協同組合の利用者の利便の向上に資するもの

第九条の八第七項中「に掲げる事業」を「の事業」に改め、同項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改め、同条第八項中「に掲げる事業」を「の事業」に改める。

第九条の九第二項から第四項までの規定中「に規定する事業」を「の事業」に改め、同条第六項第一号中「及び第十三号から第二十三号まで」を「、第十三号から第二十二号まで及び第二十四号」に改め、同項第一号の二中「内閣総理大臣の」を「内閣総理大臣が」に改め、同項第一号の四の次に次の一号を加える。

一の五　所属員から取得した当該所属員に関する情報を当該所属員の同意を得て第三者に提供する事業その他当該協同組合連合会の保有する情報を第三者に提供する事業であつて、当該協同組合連合会の行う第一項第一号若しくは第二号の事業の高度化又は当該協同組合連合会の利用者の利便の向上に資するもの

第九条の九第六項第三号中「同項各号」を「当該各号」に改める。